

(権利者の皆さまへ) 簡素化手続の対象拡大について

- 令和5年10月から、知的財産侵害物品の認定手続において、新たに特許権、実用新案権、意匠権及び保護対象営業秘密に関する輸入差止申立てに係る貨物が簡素化手続の対象となりました。

※ これにより、輸入差止申立て対象の全ての知的財産が、簡素化手続の対象となりました。

簡素化手続のメリット

- 輸入者(名宛人)から争う旨の書面の提出がなければ、権利者は証拠・意見の提出は不要です。
- 該否認定のスピードアップが図られます。

簡素化手続の対象貨物

- 対象となるのは、輸入差止申立てに係る貨物のみです。
⇒税関において知的財産侵害物品を的確に差し止めるためにも、輸入差止申立てを行うこと、申立対象貨物を増やすことが重要です。

※ 認定手続・輸入差止申立ての詳細については、税関HPをご覧ください。

https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/b_001.htm

認定手続のフロー

(輸入貨物の場合)

(輸入差止申立てに係る貨物)

通常の手続

簡素化手続

